

有資格業者の皆様へ

(「航空局発注者綱紀保持規程」第16条第1項にもとづく発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知)

国土交通省においては、公共工事における談合等の不正行為を排除するため、従前より様々な取組みをしてきており、航空局においても、平成17年12月に「航空局発注者綱紀保持委員会」を設置、平成18年6月に「航空局発注者綱紀保持規程」を制定、さらに平成21年4月には「航空局発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、発注者の綱紀保持徹底に努めてきたところです。

しかしながら、平成24年9月に高知県内における当省発注の土木工事に関し当省の職員が談合行為に関与していたとして、公正取引委員会から、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に基づく改善措置要求を受けるという事態が発生してしまいました。

上記事態をふまえ、当省では平成24年10月に「当面の再発防止対策について」を取りまとめ、コンプライアンス推進の強化を図るため、コンプライアンス推進本部等を設置することが決定されました。

上記決定を受け、航空局においても平成24年11月に「航空局発注者綱紀保持委員会」を廃止のうえ、新たに「航空局コンプライアンス推進本部（以下、「推進本部」という。）」を設置しました。さらには、推進本部が作成する各年度ごとのコンプライアンス推進計画（以下、「推進計画」という。）」について、外部からの意見を踏まえた不断の見直し及び取組の強化を行うため、平成24年12月には、「航空局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置し、学識経験者3名の方々を委員として任命し、そのご意見を推進計画に反映させるなど、発注者の綱紀保持徹底を含めたコンプライアンス推進の強化を図っております。

皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りようお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

航空局総務課職員管理室

電話：03-5253-8111

担当：課長補佐（内線48212）

専門官（内線48251）